

# J A すこやか定期貯金規定

(令和2年4月1日からの契約分より)

## 1. 預入資格

本定期貯金は、国民年金・厚生年金または各種共済組合年金（以下合わせて「公的年金」といいます。）の受取りを当組合で既に開始されているお客様、または当組合で新たに開始されるお客様、もしくは公的年金の受取指定を当組合へ変更されるお客さまに限り預け入れできます。

## 2. 取扱店舗

本定期貯金の預け入れおよび支払いは、公的年金の受取を指定している店舗のみの取扱いとします。

## 3. お預け入れ限度額

預け入れ資格のあるお客様につき、1,000万円まで（①300万円までと②700万円まで）を限度とします。

※お一人様のお預け入れ限度額は、既にお預け入れいただいている「すこやか定期貯金」と合算後1,000万円までとします。

## 4. お預け入れ貯金種類および貯金者名義

期間1年のスーパー定期貯金を作成します。

定期貯金の名義は年金受取をされているお客様の名義に限ります。

## 5. 適用利率

(1) 「1」に掲げる公的年金を本定期貯金の預入期間を通じて当組合で受け取る場合、預入日に当組合が店頭に表示しているスーパー定期基準利率に上記3. ①300万円までについて0.15%上乗せ、②700万円までを0.02%上乗せした利率を約定利率とします。

(2) 当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合には、貯金規定に基づき、お預け入れ期間に応じた「スーパー定期（単利型）」の期限前解約利息（中途解約利率）により計算した利息とともに払い戻します。

## 6. 継続方法・利払い方法

自動継続扱いの元金継続又は元利金継続とし、元金継続時の利払い方法は年金口座を指定する。

## 7. 預け入れ期間中に当組合で年金の受取りがなされない場合の取扱い

(1) 証書記載の利率にかかわらず、預入日当日のスーパー定期の当該貯金金額に対応する基準利率を、預入日に遡って適用します。

(2) 当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合の期限前解約利率の計算に用いる約定利率は、証書記載の利率にかかわらず、預け入れ日当日のスーパー定期の基準利率とします。

## 8. その他

本規定に定めのない事項については、スーパー定期貯金規定（単利型）により取扱います。